

東日本大震災による平成23年3月診療分に係る 診療報酬等の概算請求支払

このたびの大震災により、災害救助法適用地域において、平成23年3月診療分の診療報酬等を概算請求とする旨の届出を行った保険医療機関、保険薬局、訪問看護ステーションは、全国で407医療施設でした。

概算請求支払金額は合計で13億66万円、対象となる保険者・公費実施機関は、全国で1,071保険者にわたっています。

なお、出産育児一時金に係る概算請求届出書の提出は、ありませんでした。

概算請求届出書の受付状況

| 支 部 | 医療機関等数 合 計 | 医科 保険医療機関 | (再掲) | | 歯科 保険医療機関 | 保険 薬局 | 訪問 看護 ステーション | |
|-----------|---------------|--------------|-------------|---------------|--------------|----------|--------------------|---|
| | | | 3/11 以前分 | 3月分 (1か月分) | | | | |
| 全国計 | 407 | 189 | 108 | 81 | 106 | 107 | 5 | |
| 災害救助法適用地域 | 青 森 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 岩 手 | 98 | 36 | 27 | 9 | 35 | 27 | 0 |
| | 宮 城 | 189 | 91 | 49 | 42 | 34 | 59 | 5 |
| | 福 島 | 117 | 61 | 32 | 29 | 36 | 20 | 0 |
| | 茨 城 | 2 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| | 栃 木 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 千 葉 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| | 新 潟 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 長 野 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

保険者・実施機関別概算請求金額

| 管 掌 | 保険者（実施機関）数 | 金 額 |
|--------|------------|------------|
| 全国計 | 1,071 | 13億0,066万円 |
| 協会けんぽ | 46 | 7億2,568万円 |
| 船員保険 | 1 | 3,133万円 |
| 共済組合 | 185 | 1億2,518万円 |
| 健保組合 | 693 | 2億0,718万円 |
| 公費実施機関 | 146 | 2億1,129万円 |

医療施設別概算支払金額

| 医療施設 | 医療施設数 | 金 額 |
|------------|-------|------------|
| 全国計 | 407 | 13億0,066万円 |
| 医科保険医療機関 | 189 | 11億5,318万円 |
| 歯科保険医療機関 | 106 | 4,963万円 |
| 保険薬局 | 107 | 9,688万円 |
| 訪問看護ステーション | 5 | 97万円 |

支払基金では、震災後の被災地の状況を鑑み、概算請求届出書の受付の期限を4月13日（国の指定した期限）から4月20日まで延長し、更には、21日以降に提出があったものについても可能な限り受け付けして対応いたしました。

概算による支払額につきましては、5月20日に保険医療機関等が指定する銀行口座に振込みの予定です。

支払基金は、被災された皆さま方のご健康を心からお祈り申し上げますとともに、引き続き、診療報酬等の請求・支払の業務を適切に実施してまいります。

診療報酬等の概算請求とは・・・

今回の地震により診療録及びレセプトコンピュータ等を滅失等した保険医療機関等については、3月11日以前の診療分を、
災害救助法適用地域（東京都の区域を除く。）に所在する医科の保険医療機関であって、3月12日以降に診療を行ったものについては当該保険医療機関の状況に鑑み通常の手続きによる請求を行うことが困難な場合、3月診療分一か月分を、概算請求届出書を審査支払機関に届け出ることにより概算請求を行うことができるとされています。

概算請求届出書を届け出た保険医療機関等については、原則、当該保険医療機関等の平成22年11月診療等分から平成23年1月診療等分までの1日当たり診療報酬等支払実績に3月の入院、外来の診療実日数等を乗じて、診療報酬等を算出し、それを平成23年3月診療分の診療報酬等請求支払額として確定させる仕組みです。



社会保険診療報酬支払基金

— 基本理念・私たちの使命 —

私たちは、国民の皆様信頼される専門機関として、診療報酬の「適正な審査」と「迅速な支払」を通じ、国民の皆様にとって大切な医療保険制度を支えます。

< 本件に関するお問い合わせ >

社会保険診療報酬支払基金 広報室広報課 E-mail:honbu@ssk.or.jp

TEL 03-3591-7441 内線(751・753) FAX : 03-3591-6708 <http://www.ssk.or.jp/>